

医療法人徳洲会 宇治徳洲会介護センター
宇治徳洲会ヘルパーステーション
指定訪問介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人徳洲会が開設する指定訪問介護事業所「宇治徳洲会介護センター 宇治徳洲会ヘルパーステーション」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある要介護者(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 前3項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」(平成24年京都府条例第27号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人徳洲会 宇治徳洲会介護センター 宇治徳洲会ヘルパーステーション
- (2) 所在地 京都府宇治市槇島町石橋 63 番

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務1人)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 2人以上(常勤)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 2.5人以上(常勤換算)
訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1人(常勤兼務1人) 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日まで及び祝祭日を除く。

＜サービス提供日＞ 365日

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

＜サービス提供時間＞ 午前8時00分から午後10時00分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道5km未満 250円

(2) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道5km以上 500円

3 正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。

なお、キャンセル料については次のとおりとする。

(1) 利用日の前日17時までに連絡があった場合 無料

(2) 利用日の当日、サービス提供時間までに連絡があった場合

サービス利用料金の1割

(3) 利用日の当日、サービス提供時間までに連絡がなかった場合

サービス利用料金の全額

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

5 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第8条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村及び京都府等に連絡するものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、宇治市小倉町・槇島町・伊勢田町の区域とする。

(個人情報の保護)

- 第 11 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、当事業所作成「個人情報の取り扱いに関する運用規定」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

- 第 12 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(従業者の研修等)

- 第 13 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回以上

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

- 第 14 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

(業務継続計画の策定等)

- 第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他)

第 17 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人徳洲会が定めるものとする。

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認する。

- 2 事業所は適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改定する。

この規程は、平成26年8月1日から改定する。

この規程は、平成27年4月1日から改定する。

この規程は、平成27年6月1日から改定する。

この規程は、平成27年8月1日から改定する。

この規程は、平成28年4月1日から改定する。

この規程は、平成28年12月1日から改定する。

この規程は、平成29年1月4日から改定する。

この規程は、平成29年4月1日から改定する。

この規程は、平成29年7月1日から改定する。

この規程は、平成30年4月1日から改定する。

この規程は、平成30年8月1日から改定する。

この規程は、平成31年4月1日から改定する。

この規程は、令和2年4月1日から改定する。

この規程は、令和3年4月1日から改定する。

この規程は、令和4年5月1日から改定する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。